

海外VC等誘致促進事業 公募要項

令和6年10月



スタートアップ・国際金融都市戦略室

目次

| | |
|---------------------------|---|
| 1. はじめに・事業の目的 | 1 |
| 2. 事業概要 | 1 |
| 3. 本事業者の公募 | 2 |
| (1) 本事業者に求められる能力や経験 | 2 |
| (2) 本事業者の役割 | 2 |
| (3) 本事業の期間 | 4 |
| 4. 東京都の支援等の内容 | 4 |
| 5. 事業者・団体の応募方法 | 5 |
| (1) 応募要件 | 5 |
| (2) 応募締め切り | 5 |
| (3) 質問の受付 | 5 |
| (4) 応募様式の提出 | 6 |
| 6. 審査の流れ | 6 |
| (1) 審査方法 | 6 |
| (2) 審査基準 | 7 |
| (3) 採択の決定 | 7 |
| 7. 留意事項 | 7 |
| 8. 申込・問い合わせ先 | 8 |

1. はじめに・事業の目的

東京都は、2022年（令和4年）11月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、東京発ユニコーン数を5年で10倍、東京の起業数を5年で10倍、東京都とスタートアップとの協働プロジェクト実践数を5年で10倍を目指す「未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン」を掲げ、実現に向けて様々な取組を展開しています。

ユニコーン数10倍を実現するためには、グローバル展開を支える資金が不可欠です。スタートアップに対する投資額は全体として増加しているものの、リスクマネーの供給は不足している状態であり、日本のスタートアップがグローバルに展開するためには、海外の投資家からの投資に加え、海外VC等が有するグローバルなネットワークに繋がっていくことが必要です。

そこで海外VC等誘致促進事業（以下、「本事業」といいます。）では、海外のベンチャーキャピタルを始めとした投資家を呼び込む民間事業者・団体の取組と連携して、海外VC等に向けて日本・東京の投資環境を訴求するプログラムや日本の大企業等とのネットワークを提供します。

2. 事業概要

本事業は、次のような流れで実施します。

- (1) 本公募要項に基づき、本事業の実施主体となる民間事業者・団体（以下、「本事業者」といいます。）を、東京都が公募します。
- (2) 応募があった事業者・団体の提案を、東京都は外部有識者を含む選定委員会で審査し、1件（者）採択したうえで、協定を締結します。協定書については、別添「海外VC誘致促進事業の実施に関する協定書（案）」を参照ください。
- (3) 採択された事業者・団体は、海外VC等の東京・日本への誘致を促進する施策を実施します。
- (4) 協定金の算定にあたっては、本事業者が応募時に設定したKPIの達成状況及び事業全体の成果を評価する、KPI評価委員会を開催します。KPI評価委員会の評価結果に基づき、東京都は本事業者に対して、協定金を支払います。詳細は、別紙1「協定金支払額決定の考え方とKPI設定シートについて」を参照してください。

3. 本事業者の公募

(1) 本事業者に求められる能力や経験

本事業を効果的・効率的に推進するうえで本事業者に求められる能力や経験は以下のとおりです。

- ・ 東京都のスタートアップ戦略の理念を理解し、スタートアップエコシステムのグローバル化を推進する能力を有する
- ・ 本事業者自身の有するリソース、ノウハウ及びネットワークを生かし、海外VC等のニーズにあったプログラムを提供する能力を有する
- ・ 海外VC等に対する効果的なプログラムを実施するために必要な他主体とのネットワーク及び調整力を有する
- ・ 海外VC等と日本大企業とのマッチングやそのためのイベント実施に関して知見と経験、理解力を有する
- ・ 本事業の成果発信・認知度向上に資する発信力を有する
- ・ 事業計画策定や進捗管理を行うとともに、東京都との連絡調整を円滑に行う能力を有する

(2) 本事業者の役割

① 海外VC等のソーシング、国内事業者等のソーシング、海外VC等と国内LP等とのマッチング

- ・ 本事業者は、日本で展開意欲のある海外VC等20社以上と、海外VCへのLP出資等に前向きな国内事業者等40社以上のソーシングを行います。
- ・ それぞれのニーズを把握し、SusHi Tech Tokyo 2025（以下「STT2025」といいます。）に先だち効果的なマッチングを組成・サポートします。（15回以上）
- ・ STT2025に海外VC等（20社以上）を呼び込み、国内事業者等と効果的なマッチングを組成・サポートします。（10回以上）
- ・ 各プレイヤーのフィードバックを受け（海外VC等10社以上、国内事業者等20社以上）、マッチングのフォローアップ（15回以上）を実施します。
- ・ その他、海外VC等の東京進出に資するマッチング等の取組を企画・実施していただきます。

② セッションプログラムの展開

- ・ 本事業者は、STT2025でのVCパビリオンにおいて、国内外VCや関係機関と連携したセッション（20以上）を企画・実施するなど、東京への投資機運や投資環境の向上に繋がる取組を実施します。なお、セッションは英語での発信を基本とします。

- ③ 海外VC等と国内事業者等エコシステムプレイヤーの幅広い交流促進
- ・ 本事業者は、海外VC等と国内事業者、国内外スタートアップ、国内VC等の交流を促進するため、STT2025に合わせて関係機関と連携し、ネットワーキングを含むイベント（参加者200人以上）を企画・実施します。
 - ・ また、本イベント以外にもSTT2025に合わせて関係機関と連携し、海外VC等をターゲットとしたイベントを誘発します。（3件以上）
- ④ 有力海外VC等をターゲットとした企画の実施
- ・ 本事業者は、有力海外VC等（10社以上）に日本の魅力を伝えるため、STT2025に合わせて関係機関と連携し、文化や伝統を交えた東京・日本でしか経験できないようなユニークなイベントを企画・実施します。会場は東京都と別途協議して決定します。
- ⑤ 多様なプレイヤーの巻き込み
- ・ 本事業の実施にあたり、海外VC等の航空チケット、宿泊場所の手配、パビリオン内の飲食物、イベント会場などにつき外部プレイヤーからの協力・協賛を得ることにつとめ、多様なプレイヤーが海外VC等の東京進出及び東京の投資環境向上に関与するような枠組みづくりを行ってください。
- ⑥ 効果的な情報発信
- ・ 本事業者は、本事業のステークホルダーとの交流促進、実施イベントの集客等を目的として、本事業での実施内容やその成果について、効果的な情報発信を実施してください。
- ⑦ 海外VC等の呼びみに資する独自の取組の企画・実施
- ・ 本事業者はSTT2025の機会を活用し、海外VC等の東京への呼び込みを加速させるため、①から⑥の取組の効果を高める独自の取組を企画・実施してください。
- ⑧ 事業進捗状況の報告・KPI評価委員会に必要な根拠資料の提出
- ・ 本事業者は、少なくとも四半期に一度（令和6年度は年度末のみ）、当該事業期間の事業の進捗状況について、東京都に報告を行っていただきます。
 - ・ また、KPI評価委員会に向けて、各KPI項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料（参加者リスト、フィードバック結果、報告書等）やその他KPI評価委員会の運営に必要な資料を東京都に提出する必要があります。

(3) 本事業の期間

本事業の期間は協定締結の日から令和7年10月31日まで

ただし、協定書は、①協定締結の日から令和7年3月31日までと、②令和7年4月1日から10月31日までの2回に分けて締結します(※)。

※ 令和7年度東京都歳入歳出予算に本事業に係る予算が減額された場合においては、②の協定金の上限額も減額される可能性があるとともに、予算が計上されなかった場合においては、その時点でプロジェクトが終了となり、②の協定が締結されない場合があります。それらの場合、いかなる事情下においても都からの補償等は致しかねますので、ご了解の上、ご応募ください。

4. 東京都の支援等の内容

(1) 協定金の支払い

本事業者が実施した協定事業の取組内容や成果に対し、東京都が協定金を支払います。

① 上限額

令和6年度は最大9,000万円(消費税及び地方消費税を含む。)、令和7年度は最大11,000万円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払います。

なお、令和7年度の協定金の上限金額は令和7年度東京都歳入歳出予算において認められた金額により確定します。この時点での予定上限金額を下回る可能性があることをご了承いただき、ご応募ください。

② KPIの設定とKPI連動額

本事業者は、応募時に様式1「KPI設定シート」を作成し、各KPI項目の設定及びKPI項目ごとの配分・金額を記載してください。

③ 協定金の支払いスケジュール

支払いにあたっては、応募時に事業者・団体自身が設定したKPIの評価を年度末(中間評価)及び本事業終了時(最終評価)に実施し、その達成度合い及び事業全体の成果に応じて令和6年度の協定金を令和7年5月末、令和7年度の協定金を令和7年12月末までを目途に一括で支払います。

(2) その他の支援

東京都は、本事業者に対して、協定金による支援を行うほか、関係機関との連携の支援等を行います。

5. 事業者・団体の応募方法

(1) 応募要件

以下の①～③の要件を満たす事業者・団体を応募対象とします。なお、複数の事業者が提携し応募することも可能ですが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をしてください（採択後、都は代表事業者と協定を締結し、協定金は代表事業者に支払います。）。

① 日本国内で事業活動を行い、次のいずれかに該当すること。

(ア) 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人

(イ) 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人

(ウ) その他東京都が認める者

② 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

(イ) 法人事業税等を滞納している者。

(ウ) 事業者・団体、関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれている者。また、本事業に、暴力団、暴力団員等が介入していること。

(エ) 都道府県、区市町村、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがある者。

(オ) 民法第90条に定める公序良俗に反する事業及び企業体であること。

③ 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること

(2) 応募締め切り

令和6年11月20日（水）17時まで

(3) 質問の受付

本事業に関する質問については、原則として電子メールで受け付けます。

下記アドレスまで電子メールでご連絡ください。

メールアドレス：

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室イノベーション推進部

スタートアップ推進課 S1130202@section.metro.tokyo.jp

質問受付締切 令和6年11月6日（水）17時まで

※11月8日(金)を目途に回答します

※なお、応募状況や審査内容に関する質問については、受け付けません。

(4) 応募様式の提出

次の応募様式に必要な事項を記入し、「8. 申込・問い合わせ先」に記載している担当宛に、下表で指定する応募書類の電子データをメールでご送付ください。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンしてPDFファイルにてお送りください。

応募様式は、本事業ホームページ

(https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/vc_1)からダウンロードできます。

なお、応募書類送付時には以下の事項に留意してください。

- ・各応募書類の提出形式については、下表を参照すること。
- ・応募書類はまとめてzipファイル形式に圧縮し、パスワードを付与しメールで提出すること。なお、パスワードは別に通知すること。
- ・件名には、「海外VC等誘致促進事業応募申請」と記載すること。
- ・容量が10MBを超過する場合は分割して提出すること。
- ・複数事業者の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図（任意様式）を必ずつけてください。申請は、代表事業者が行ってください。

| No. | 書類 | 提出形式 |
|-----|--|-------|
| 1 | 企画書 | PDF |
| 2 | 様式1 KPI設定シート | Excel |
| 3 | 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写） | PDF |
| 4 | 直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF計算書） ※税務署に提出した決算報告書一式 ※なお、応募者が東京都物品等入札参加資格を有する場合は、入札参加資格受付票の写しを提出することで本書類の提出を省略できるものとします | PDF |

6. 審査の流れ

(1) 審査方法

有識者等で構成される審査会において、書類審査及びプレゼン審査の二段階で審査を行います。なお、プレゼン審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、11月下旬（予定）に行います。詳細はご応募いただいた方に別途ご連絡いたします。

(2) 審査基準

別表のとおりです。

(3) 採択の決定

有識者等による審査を踏まえ、最も高い得点を得た応募者を採択します。
審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

7. 留意事項

- (1) 事業者・団体は、支援の実施にあたり本事業の公募要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要があります。
- (2) 応募に要する費用については、東京都は負担しません。
- (3) 応募様式等は日本語で記載してください。
- (4) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、原則東京都より公表される予定ですので、予めご了承ください。
- (5) 本事業の参加者には東京都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のためにご協力いただく場合があります。
- (6) 以下の場合には審査対象外とさせていただく場合がございますので予めご了承ください。
 - ・応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
 - ・応募内容に不備がある場合
 - ・応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- (7) 応募にあたってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する東京都、事務局に必要な範囲で共有、利用されます。個人情報を含む情報は事前の承認なく東京都及び事務局以外の第三者に提供することはありません。
- (8) 事業の推進に関して不適切であると東京都が判断した場合には、実施途中で協定を解除する場合がありますのでご注意ください。

8. 申込・問い合わせ先

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
イノベーション推進部スタートアップ推進課
〒163-8001

東京都 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号東京都庁第一本庁舎 14 階北側

担当者：グローバルチーム・海外 VC 誘致担当

電話：03-5388-2106（なお、質問の受付はメールに限ります）

メールアドレス：S1130202@section.metro.tokyo.jp

企画書に関する留意事項

1. 企画書の作成について

(1) 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4横で作成すること。

A4横のフラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意する。ただし、応募書類送付時にはPDF形式として送付すること。

(2) 留意事項

- ① 表紙を作成すること。
- ② 目次を記載すること。
- ③ 提案事項の全体をまとめた概要を2頁以内で記載すること。概要の作成にあたっては審査基準との対応がわかりやすいものとなるよう留意すること。
- ④ プレゼン審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・概要を除いて30頁以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として100頁を超えないこと（表紙、目次、概要は除く）。
- ⑤ ページ番号を記載すること。
- ⑥ フォントは自由とするが企画書の本文記載は10ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない）。
- ⑦ 各ページ右肩に当該頁が応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。
- ⑧ 使用する言語は日本語とする。
- ⑨ 表紙には、表題として「海外VC等誘致促進事業 企画書」と記載すること。

(3) 企画書に盛り込むべき内容

【全般的事項】

- ① 東京都のスタートアップ戦略や事業目的に適した提案内容とすること。
- ② 本事業を実施するにあたっての体制（複数の事業者で連携して応募する場合は、それぞれの役割等がわかる体制図を記載すること。）
- ③ 本事業を実施するに相応しい業務実績やその効果

【業務内容に係る事項】

- ① 事業計画
- ② 本事業を通して達成したい目標や成果
- ③ 前述の目標達成に向けて、どのような海外VC等や国内事業者等にプログラムを提供するか、その手法
- ④ 海外VC等や国内事業者等の誘引方法やマッチングを促進するための具体的方策
- ⑤ STT2025におけるVCパビリオンでのセッションや各イベントの企画

- ⑥ 海外 VC 等や国内事業者等へのアフターフォローの具体的な方策
- ⑦ 多様なプレイヤーを巻き込むための具体的な方策と見込み
- ⑧ 海外 VC 等の呼び込みに資する効果的な独自提案